

SDGs指標の改善を通じた 環境サステナビリティの促進

Project to Promote Environmental Sustainability through Improvements of SDGs Indicators

研究代表者 大久保規子(法学研究科 教授)

研究協力者

[学内] 松本和彦(高等司法研究科 教授) 原圭史郎(工学研究科附属フューチャーイノベーションセンター 教授) 上須道徳(経済学研究科 教授)

[学外] 磯野弥生(東京経済大学 名誉教授) 高村ゆかり(東京大学未来ビジョン研究センター 教授) 柳憲一郎(明治大学 名誉教授)

山下英俊(一橋大学経済学研究科 准教授)

共同研究機関・連携機関

公益財団法人公害地域再生センター(あおぞら財団) オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク(オーフス・ネット)

1. プロジェクトの概要

2015年に国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、すべての人々の人権の実現を掲げ、実効的な法の支配の重要性を強調しています。「持続可能な開発目標(SDGs)」は三層構造をとっており、①17の目標、②169のターゲットに加え、③231の指標(2020年改訂)が設定されています。指標の検討は国連の統計委員会が担当していますが、①指標は統計データが存在するものに限られること、②実質的に新たな内容を目標に付け加えてはならないこと、③各国の合意が得られること等の制約があります。そのような状況と各国が抱える課題の違いを踏まえると、国連指標の継続的な改善に加え、各国の進捗状況を適切に測ることのできるような実効的な独自指標や、統計データでは測ることのできない目標に関する定性的な指標の開発が不可欠です。

そこで、本プロジェクトでは、既存の指標による進捗評価が困難な目標16に焦点を当てて独自の指標を検討し、日本と諸外国の比較を行うことにより、日本の

改善点を明らかにするとともに、グッドプラクティスの発信・普及を目指してきました。目標16はガバナンスに関する多様な要素を含んでおり、民主主義の基盤である参加原則に関する3つの手続的権利(情報アクセス権、決定への参加権、司法アクセス権)が本研究の重点対象です。

昨年度までは、環境民主主義指標の国際プロジェクトに参加して日本の評価を担当したり、アジア主要7カ国の参加原則を独自指標に基づき評価する国際共同プロジェクトを実施したりしてきました。その結果、日本は情報アクセスを除く指標において国際平均以下であり、参加機会の少なさ、環境公益訴訟の欠如等の点で、全世界的にも、アジアの主要国と比較しても、ガバナンス改革に後れをとっていることが明らかとなりました。

2. 今年の活動

2022年は、国連人間環境会議(1972年)から50周年にあたり、一昨年の国連人権理事会決議に続き、



ドイツ連邦環境庁



国連欧州本部

自然の権利と 参加型の自然資源管理の研究へ

2022年7月28日、国連総会において、清浄で健全かつ持続可能な環境を享受する権利（環境権）を人権として認める旨の環境権決議（A/RES/76/300）が採択されました。環境権は、実体的権利と参加に関する手続的権利の両方を含むと考えられています。そこで、今年度は、手続的権利だけでなく、実体的権利についても指標の検討を行い、日本の現状を国際的な基準に照らして評価することを試みました。

まず、手続的権利については、ラテンアメリカ・カリブ地域で2018年に採択されたエスカズ協定の内容を検討しました。エスカズ協定は同地域における環境分野の市民参加条約であり、1998年に採択されたグローバルな市民参加条約であるオーフス条約の内容に比べ、環境分野の人権擁護者の保護、脆弱な立場にある個人・集団への配慮等に関する規定等を強化しています。また、アジア、欧米の状況についても引き続きフォローアップを行い、UNEP（国連環境計画）が発行した『環境裁判所2021: 政策決定者向けのガイド』等、国際的な取組みへの協力も行いました。

国内では、昨年度に引き続き、協力団体である「あおぞら財団」のご協力を得て、市民参加・協働条例のデータベースを更新・公開しました（<http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/law/jorei/list>）。このデータベースは延べ100万回以上の利用実績があり、今後も条例情報等の提供により、地域からの取組みを支援していきたいと考えています。

次に、実体的環境権は、国連加盟国の80%以上で認められている（2019年国連調査）にもかかわらず、日本では未だに認められていません。ただし、各国の環境権規定や判例を分析したところ、環境権には、①清浄な大気、②安全な気候、③健全な生態系と生物多様性、④安全で十分な水、⑤健全で持続可能な食糧および⑥無害な環境、という6つの要素が含まれていることがわかりました。このうち、①や④のように、日本でも人格権の構成要素として認められているものがあることを確認し、この点について国内外の情報発信も行いました。その内容は、海外の雑誌でも紹介されることになっています。

また、国際的には、自然資源の利用に関するコミュニティの権利、将来世代の権利等、環境権と密接に関わるさまざまな権利も認められるようになり、中南米



カセサート大学

を中心に、自然の権利を認める憲法・法律や判例も増加傾向にあります。そこで、今年度は、タイのメフールアン大学やタマサート大学の研究者と協力して、タイのコミュニティ参加型の水管理および森林管理に関する法律等の実施に寄与することを目的とする研究の一環として、関係行政機関、NGO等のヒアリングを行いました。中南米の自然の権利についても、本学法学研究科で博士号を取得したブラジルのチアゴ・トレンチネラ氏（弁護士・サンパウロ大学）を研究協力者に迎えて研究を進めています。

3. プロジェクトの今後

本プロジェクトは今年度で終了しますが、本プロジェクトから派生した複数の研究プロジェクトは今後も継続が予定されています。本プロジェクトを通じ、参加原則や環境権について、欧米、アジアのみならず、中南米にまで対象を広げて研究を展開し、国際的観点から日本の現状を改めて相対的に評価することができました。2030アジェンダは「誰一人取り残さない」社会の実現を掲げていますが、環境分野では、「どの生き物も取り残さない」社会を求める動きが強まっており、人間中心主義から生態系中心主義へのパラダイムシフトが生じているように思われます。今後も、このような大きな動きを踏まえつつ、地域の取組みを支援する研究を続けていきたいと考えています。